

保管場所の所在図・配置図

所 在 図 記 載 欄	配 置 図 記 載 欄

- 備考 1 別紙として、地図のコピーを添付することができます。
- 2 保管場所に接する道路の幅員と保管場所の平面の寸法をメートルで記入してください。
- 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示してください。
- 4 自動車の使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入してください。
- 5 次に掲げる場合は、保管場所の所在図の記載を省略することができます。
- (1) 自動車保管場所証明申請書の場合
- ア 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって当該申請に係るもの以外のものをいう。以下このアにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- イ 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所と同一であるとき（前記アの規定に該当する場合を除く。）。
- (2) 自動車保管場所届出書の場合
- ア 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって当該届出に係るもの以外のものをいう。以下このアにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
- イ 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所と同一であるとき（前記アの規定に該当する場合を除く。）。
- 6 前記 5 の保管場所の所在図の記載を省略することができる場合であっても、警察署長が保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、保管場所の所在図の記載を求めることがあります。